敦賀市立保育所における紙おむつ定額利用サービス提供業務 仕様書

1 事業名

敦賀市立保育所における紙おむつ定額利用サービス提供業務

2 履行期間

令和7年8月1日から令和10年3月31日まで

3 実施場所及び在園児数等(令和7年3月31日時点)

施設名	所在地	定員	在園児数		
			0歳児	1歳児	2歳児
気比保育園	敦賀市蓬莱町4番1 8号	6 0	4	9	7
黒河保育園	敦賀市御名 3 8 号 1 5 番地	100	4	1 2	1 4
つるが保育園	敦賀市舞崎町2丁目 21番1号	6 0	4	6	7
粟野保育園	敦賀市莇生野 5 4 号 3 2番地の1	100	4	9	1 7
櫛川保育園	敦賀市松島130字 松原238 (櫛川)	100	4	1 0	1 0
三島保育園	敦賀市三島37号1 0番地の1	1 2 0	7	1 5	1 5
櫛林保育園	敦賀市櫛林13号9 番地の1	1 3 0	9	1 5	18
中郷保育園	敦賀市道口24号2 番地の1 (岡山町2丁 目)	150	1 0	1 6	1 7
東郷保育園	敦賀市谷口20号3 番地の4	5 0	4	5	5
沓見保育園	敦賀市沓見68号1 番地の1	6 0	受入なし	受入なし	9
計		930	5 0	9 7	1 1 9

[※]今後、公立保育所の統廃合により対象施設が変更となる場合がある。その場合は、別途サービス提供事業者と協議するものとする。

3 事業概要

本仕様書及び別紙覚書に基づき、公立保育所で使用する紙おむつを定額利用する ことができるものとする。このサービスの利用を希望する在園児に対して、サービ スを提供するものとし、対象園児が在席する施設でサービスを導入するものとする。

4 事業内容

- (1) 紙おむつの規格及び利用料金
 - ① 紙おむつは国内流通メーカー品とすること。
 - ② 紙おむつは、利用児童の年齢等に応じて必要なサイズ (S・M・Lなど)及びタイプ (テープ・パンツ)を取り扱うこと。
 - ③ 紙おむつは、利用枚数に上限を設けないこと。
 - ④ 利用料金は「月額定額制」とし、園児1人につき1契約とする。

(2) 契約主体及び契約期間

- ① 契約は保護者から直接事業者が申込み及び解約を受け付けることとし、事業者とサービスの利用を希望する児童の保護者(以下、「利用者」という。)が直接契約すること。
- ② 契約期間は1月単位とし、「2 履行期間」に定める期間中は利用者からの申し出がない限り自動更新とすることができる。
- ③ 「2 履行期間」に定める期間中は、新規契約及び解約は随時対応するものとする。ただし、新規契約及び解約に対応するために、一定の期間を要する場合は、予め明らかにすること。
- ④ 利用料金の支払い及び還付等の業務は、事業者と利用者の間で行うこと。
- ⑤ 事業者は、当サービスに関する利用者等からの問合せ、苦情等について、適切に対応すること。
- ⑥ 事業者がサービス拡大のために無償の実証期間を設ける場合は、事業者の負担で実施すること。

(3) 納品管理

- ① 紙おむつは、保育所から発注して1週間以内に納品すること。ただし、年末年始を挟む場合は、翌開園日とする。
- ② 汚損、破損等が生じた紙おむつを提供することがないよう留意すること。
- ③ 事業者は、保育所が円滑な運営を行えるよう、利用園児名簿一覧等、申込者の一覧が確認できる資料を各保育所へ提供し、利用者等に変更がある場合は遅滞なく各保育所へ連絡すること。

(4) その他

- ① サービスの導入は、保育所1箇所につき、「2 履行期間」内で利用者が1人以上の場合にサービスを提供すること。
- ② サービスを導入している施設が統廃合等により、敦賀市による運営を終了す

- ることが決まった場合は、別途事業者と敦賀市で協議することとする。
- ③ 運用開始前に関係職員への説明会を実施し、円滑な運営ができるように必要な措置を講じること。また、運営開始後にも、敦賀市の求めに応じ、円滑な運営ができるようにサポートすること。
- ④ サービスに必要な説明資料、利用申込書等を作成し、必要枚数を各保育所に 配布すること。また、それらの資料を電子データで配信できるようPDFデー タなどで提供すること。
- ⑤ 施設用のマニュアルを作成し、各施設に1部ずつ配布すること。
- ⑥ 利用者向けQ&Aを作成し、利用者のサービス内容への理解促進に努めること。
- ⑦ 個人情報の取扱いには十分に留意することとし、事業者の責めにより利用者 等に損害が生じた場合は、事業者が責任をもって対応すること。
- ⑧ 履行期間満了後、各保育所に残った在庫は事業者の負担で回収すること。ただし、履行期間終了後においても引き続き同じ事業者によるサービス提供が実施される場合はその限りではない。
- ⑨ その他、本仕様に定めのない事項については、必要に応じて、敦賀市と事業者が協議して定めるものとする。